

かんざき 神崎カウんセラ一通信 つうしん

令和 6 年度



神崎高校の生徒、保護者の皆様こんにちは。キャンパスカウンセラーの内田と龍門です。今年度も残すところ二か月となりました。三年生の皆さんは卒業です。一、二年生の皆様も進級が控えていますね。残された時間が皆様にとって素晴らしいものでありますように。何かあれば気軽にご相談くださいね。

こころのおはなし

あなたはヤングケアラーじゃないですか？

「ヤングケアラー」って聞いたことありますか？ここ数年メディアに取り上げられるようになり、知っている人も多いかと思います。「ヤングケアラー」というのは「家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者」と定義されます。「え？そんなことあたりまえじゃないの？」「やってるし」と思ったそのあなたはもしかしたらヤングケアラーかもしれません。家族間には「お手伝い」ということがあります。ただ、ヤングケアラーはお手伝いを超えて本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人と他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしている場合があります。

1989年11月20日に国連で採択された「子どもの権利条約」においても「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」が示されており、日本はこの条約に批准（条約に対する国家の最終的な確認と確定的な同意）しています。子どもはだれしもが自分の幸せのためにその人生を守られ、発育していく権利をもっているのです。しかし、ヤングケアラーという状態はその権利を脅かす場合があります。キャンパスカウンセリングでもあなたを支えられる方法を一緒に考えられますから、もし何かあれば気軽に相談してくださいね。ヤングケアラーなどについてもっと知りたい人は下記のQRコードからアクセスしてみてください（こども家庭庁、ヤングケアラーの実態の動画、子どもの権利条約）。



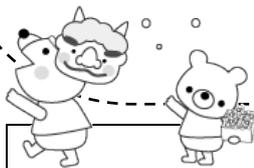
こども家庭庁



動画 (TBSNews)



子どもの権利条約



キャンパスカウンセラーの利用について

相談をうける人	内田多恵 (臨床心理士・公認心理師) / 龍門ヒサノ (学校カウンセラー)
相談できる人	生徒 / 保護者 / 教職員
相談できる内容	交友関係、将来について、自分について、学習、不登校、いじめ、非行、発達について、子育て、家族関係…などなど、どのようなことでもかまいません。

☆2月の相談日・・・5日(水)・19日(水)です☆

(3月の相談日は・・・5日(水)の予定です)